

第6回 経営検討委員会検討資料③

料金体系の検討

2016年1月26日

料金体系決定における検討方針 (1/2)

再掲

検討項目	検討の考え方	検討方針	検討案
①基本料金収入と従量料金収入の割合の設定	<p>総括原価のうち給水量にかかわらず発生するものは、原則として固定収入である基本料金で回収することが望まれます。</p> <p>また、水需要の減少が見込まれる現状において、経営の安定性を増すためにも、基本料金収入割合の増加を図ることが望まれます。</p>	<p>水道料金算定要領(4つの手法から一つを選択)にて算出される総括原価の基本料金収入と従量料金収入の割合を基に決定します。</p>	<p>浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率に基づき固定費を按分する方法を採用します。</p> <p>この結果、基本料金収入割合は36%となります。</p>
②基本水量の設定	<p>基本水量は、公衆衛生上の観点から水利用を促すという当初の役割を一定終えていると考えられ、現状では水道料金算定要領でも基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。</p> <p>基本水量(10m³)以下の利用者の割合が増加している現状にも鑑み、少量利用者の負担増に留意しつつ、基本水量を見直すことが考えられます。</p>	<p>基本水量以下の利用者負担の公平性に配慮し、基本水量について引き下げること検討します。</p> <p>その際、小口径利用者の料金改定率を勘案し10m³以下の従量料金単価を検討します。</p>	<p>・基本水量は0m³又は5m³とする料金体系パターンを検討します。</p>
③口径別基本料金単価の設定	<p>利用者に給水管の口径に応じた負担を求めることを前提に①で決定した基本料金収入を確保すべく、各口径に応じて必要となる費用に基づき、基本料金で回収すべき収入総額を各口径へ配賦することが考えられます。</p>	<p>水道料金算定要領に記載された基本料金で回収すべき収入総額の配賦方法を参考に、口径ごとの料金改定率、他市の状況を勘案し検討します。</p>	<p>水道料金算定要領にて算出された基本料金を原則として採用します。</p>

料金体系決定における検討方針 (2/2)

再掲

検討項目	検討の考え方	検討方針	検討案
④従量料金の逡増度の設定	従量料金は使用量に応じて公平に負担すべきものであることから、水道料金算定要領では原則として均一とすることとされています。また、水需要の減少が見込まれる現状において、安定的な料金収入の確保のためにも、逡増度を緩和することが考えられます。	従量料金負担の公平性を考慮するとともに、安定的な料金収入を確保するため、県内他市、中核市、人口類似他市との比較を実施のうえ、逡増度を緩和する方向で検討します。	県内市平均である逡増度1.6へ引き下げる 料金体系パターンを検討します。
⑤従量料金の水量区画の設定	水道料金算定要領の参考資料では、水量区画を概ね3から5段階とし、需要実態等を考慮して料金単価を決定することとされています。水需要の変化に応じて水量区画を変更することが考えられます。	需要実態等を考慮し、水量区画の変更の要否を検討します。	水量区画の変更は行いません。
⑥口径別の従量料金の設定	従量料金は、使用量に応じて公平に負担すべきものであることから、水道料金算定要領では原則として均一とされていますが、少量利用者の負担緩和または逡増度緩和の観点から、口径別従量料金を設定することが考えられます。	口径別の従量料金の設定によるメリット・デメリットを整理し、口径別の従量料金の設定の要否を検討します。	口径別従量料金単価を設定する料金体系 パターンを検討します。
⑦公衆浴場用料金	現行料金体系、基本水量(100m ³)の変更の要否や料金改定率について検討することが考えられます。	公衆衛生上の観点から浴場用料金が設定されている趣旨や滋賀県が定める統制額(入浴料金)の設定状況を考慮して料金改定率や現行の料金体系について検討します。	改定率を4.5% とし、料金体系や基本水量は変更せず、 一律改定 します。

料金体系パターンの試算方法

- ◆ 料金体系パターンは、料金改定率21.4%を前提に、基本水量や逓増度などその他の条件を変更し、水道料金算定要領に基づき、算出しています。

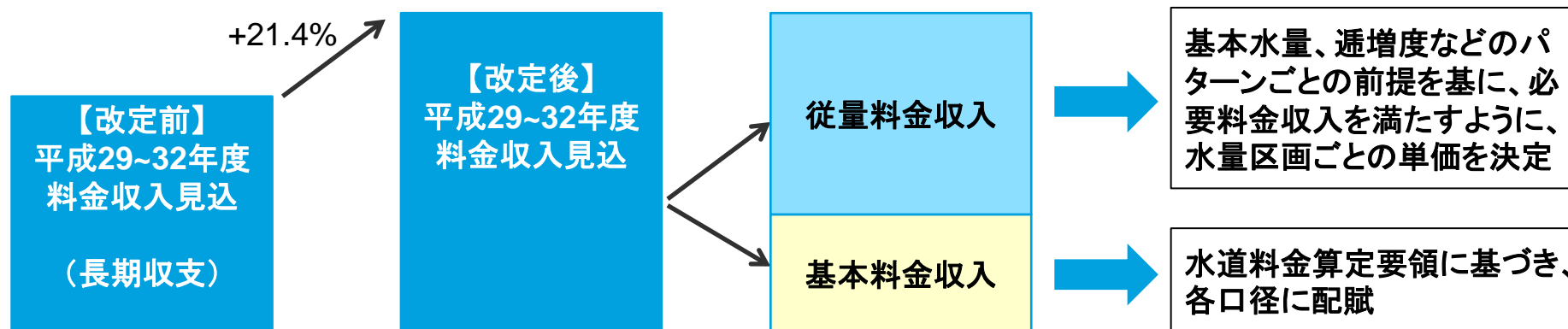
【料金体系パターンの具体的試算方法】

試算のステップ	具体的試算方法
①料金算定期間の料金収入の予測	平成21～26年度の実績を基に料金算定期間である平成29～32年度の料金収入見込(現行料金体系)を予測
②改定後の料金収入の計算	①で予測した料金収入見込から改定率21.4%となるように基本料金収入と従量料金収入を計算 基本料金…平成21～26年度の実績を基に予測した平成29～32年度の口径別給水戸数に基本料金単価を乗じて計算 従量料金…平成21～26年度の実績を基に予測した平成29～32年度の水量区画別使用水量に従量料金単価を乗じて計算
③パターンの設定	基本料金単価の設定…水道料金算定要領に基づき、各口径に配賦 従量料金単価の設定…基本水量、逓増度などのパターンごとの前提を基に、必要料金収入を満たすように、水量区画ごとの単価を決定

①料金算定期間の料金収入の予測

②改定後の料金収入の計算

③パターンの設定



各料金体系パターンのまとめ

	説明	改定率	基本料金 収入割合	基本水量	逡増度
現行料金	現行料金体系	0%	32%	10m ³	1.9
パターン①	基本料金単価、従量料金単価を全て一律改定	21.4%	32%	10m ³	1.9
パターン②	<ul style="list-style-type: none"> ・総括原価方式(固定費用の按分方法は(ii))にて口径別基本料金を算定 ・逡増度を1.6に引下げ ・基本水量を0m³に引下げ ・0-10m³部分の従量料金単価は5円とする。 	21.4%	36%	0m ³	1.6
パターン③	<ul style="list-style-type: none"> ・総括原価方式(固定費用の按分方法は(ii))にて口径別基本料金を算定 ・逡増度を1.6に引下げ ・基本水量を5m³に引下げ ・6-10m³部分の従量料金単価は11円とする。 	21.4%	36%	5m ³	1.6
パターン④	<ul style="list-style-type: none"> ・総括原価方式(固定費用の按分方法は(ii))にて口径別基本料金を算定 ・逡増度1.6に引下げ ・基本水量0m³に引下げ ・0-10m³部分の従量料金単価は5円とする。 ・口径別の従量単価を設定 	21.4%	36%	0m ³	1.6

料金体系表パターン①

◆ 一律改定した場合の改定後の料金体系(パターン①)は以下のとおりです。

〈現行料金体系〉

(円/1ヶ月/税抜)

	前提	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
				0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ 以上
基本料金 収入割合	32%	13・20mm	840	0	124	153	182	211	240
		25mm	1,120						
		30・40mm	1,380						
		50mm	3,240						
基本水量	10	75mm	3,540						
		100mm	4,440						
		150mm	8,900						
		200mm	14,300						
通増度	1.9	250mm以上	20,900						

〈改定後体系(例示)〉

(円/1ヶ月/税抜)

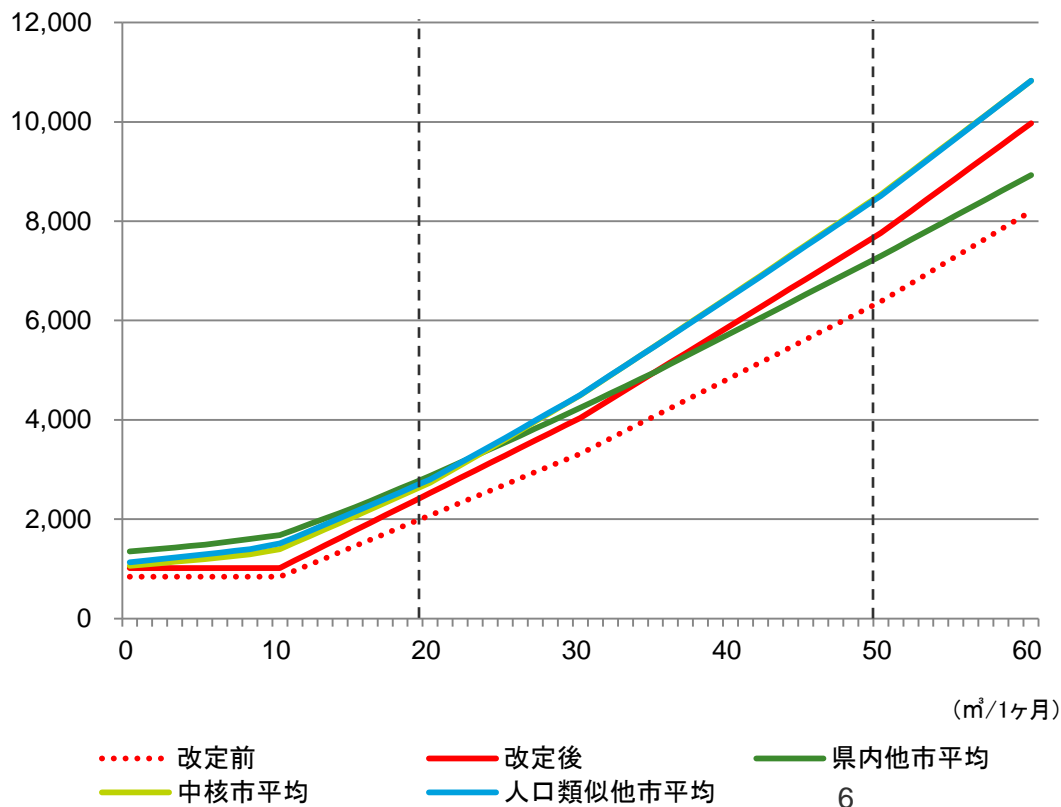
	前提	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
				0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ 以上
基本料金 収入割合	32%	13・20mm	1,020	0	151	186	221	256	291
		25mm	1,360						
		30・40mm	1,680						
		50mm	3,930						
基本水量	10	75mm	4,300						
		100mm	5,390						
		150mm	10,810						
		200mm	17,360						
通増度	1.9	250mm以上	25,370						

パターン①による改定後料金体系の他市比較 (1/2)

- ◆ 改定後の水道料金(20口径)は、使用水量20m³では他市と比較し低い水準となり、使用水量50m³では県内他市平均と比較すると高い水準ですが、中核市平均、人口類似他市平均と比較すると低い水準となります。
- ◆ 本市では家庭用利用者のうち30m³/月までの利用者が86%、50m³/月までの水利用者が98%を占めています。

【水道料金(基本+従量)の他市比較(20口径)】

(円/1ヶ月/税抜)



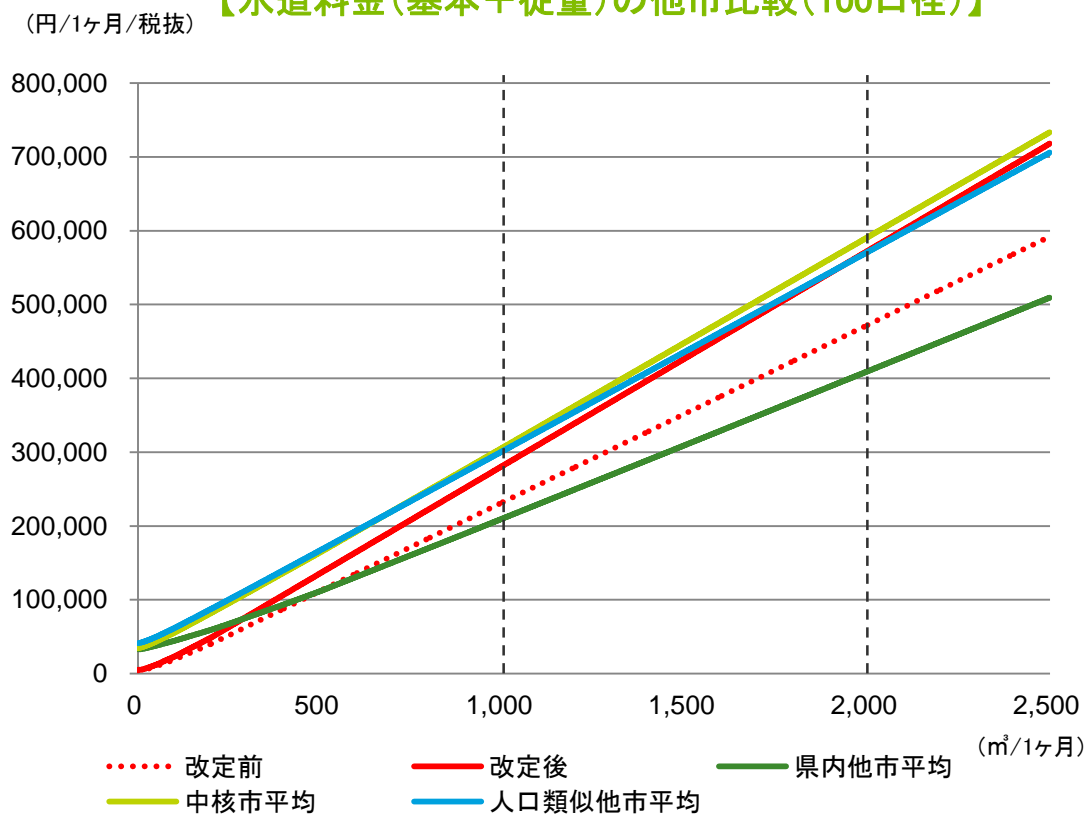
1ヶ月あたり水道料金 (単位:円/税抜)

	20m ³	50m ³
改定前	2,080	6,380
改定後	2,530	7,760
県内 他市平均	2,871	7,299
中核市平均	2,737	8,537
人口類似 他市平均	2,799	8,510

パターン①による改定後料金体系の他市比較 (2/2)

- ◆ 改定後の水道料金(100口径)は、中核市平均、人口類似他市平均と比較すると、使用水量が約1,500m³以下の場合には低い水準にありますが、使用水量が約1,500m³以上の場合は同程度にあります。
- ◆ 改定後の水道料金(100口径)は、県内他市平均と比較すると使用水量が約250m³以上の場合は高い水準にあります。

【水道料金(基本+従量)の他市比較(100口径)】



1ヶ月あたり水道料金 (単位:円/税抜)

	1,000m ³	2,000m ³
改定前	232,180	472,180
改定後	281,580	572,580
県内 他市平均	216,100	414,460
中核市平均	306,268	591,063
人口類似 他市平均	301,462	571,029

料金体系表パターン②

◆ 総括原価方式で算定された料金体系(基本料金収入割合36%)をもとに、基本水量0m³、逓増度1.6とした場合の改定後の料金体系(パターン②)は以下のとおりです。

〈現行料金体系〉

(円/1ヶ月/税抜)

	前提	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
				0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ 以上
基本料金 収入割合	32%	13・20mm	840	0	124	153	182	211	240
		25mm	1,120						
		30・40mm	1,380						
		50mm	3,240						
基本水量	10	75mm	3,540						
		100mm	4,440						
		150mm	8,900						
逓増度	1.9	200mm	14,300						
		250mm以上	20,900						

〈改定後体系(例示)〉

(円/1ヶ月/税抜)

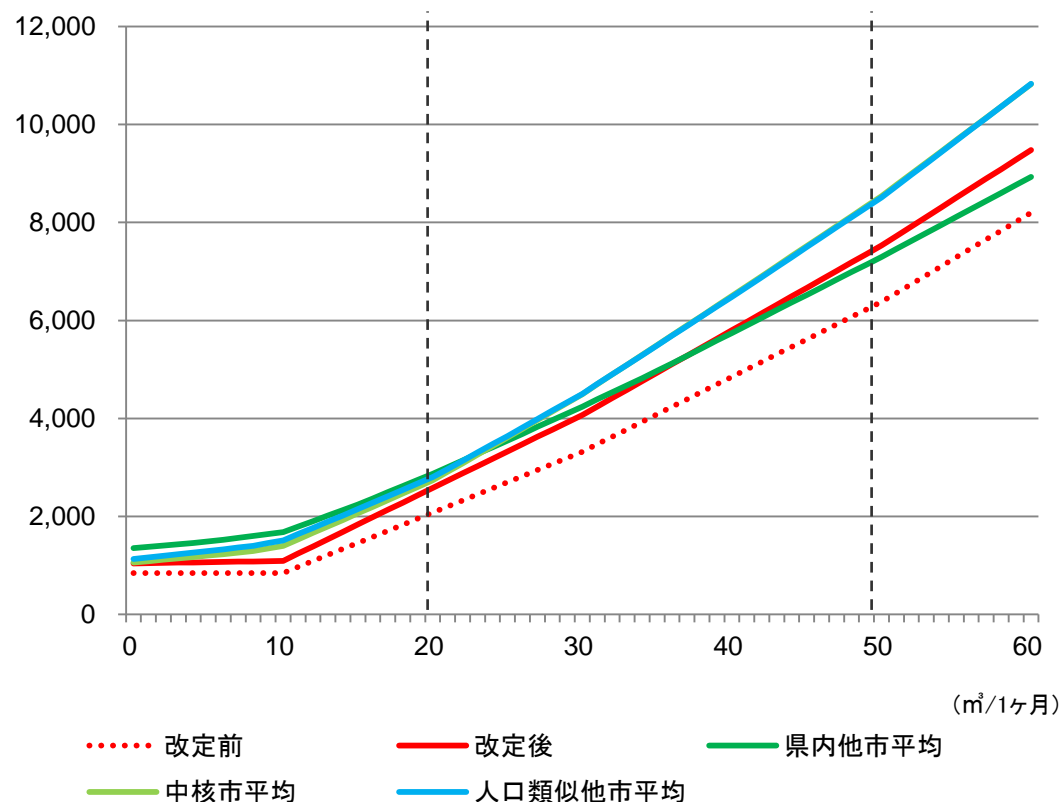
	前提	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
				0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ 以上
基本料金 収入割合	36%	13・20mm	1,040	5	149	173	195	217	240
		25mm	2,030						
		30・40mm	6,830						
		50mm	13,900						
基本水量	0	75mm	36,310						
		100mm	81,000						
		150mm	218,670						
逓増度	1.6	200mm	460,470						
		250mm以上	460,470						

パターン②による改定後料金体系の他市比較 (1/2)

- ◆ 改定後の水道料金(20口径)は、使用水量 20m^3 では他市と比較し低い水準となり、使用水量 50m^3 では県内他市平均と比較すると高い水準ですが、中核市平均、人口類似他市平均と比較すると低い水準となります。
- ◆ 本市では家庭用利用者のうち 30m^3 /月までの利用者が86%、 50m^3 /月までの水利用者が98%を占めています。

【水道料金(基本+従量)の他市比較(20口径)】

(円/1ヶ月/税抜)



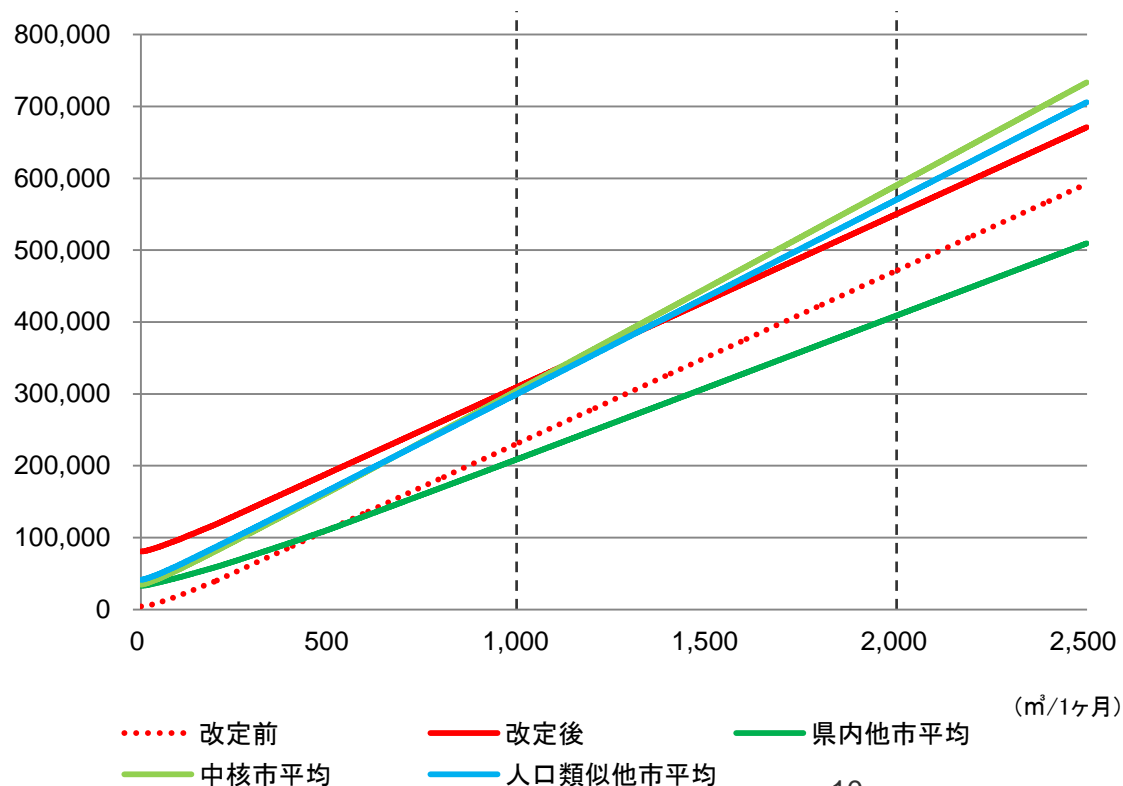
1ヶ月あたり水道料金 (単位:円/税抜)

	20m^3	50m^3
改定前	2,080	6,380
改定後	2,580	7,530
県内 他市平均	2,871	7,299
中核市平均	2,737	8,537
人口類似 他市平均	2,799	8,510

パターン②による改定後料金体系の他市比較 (2/2)

- ◆ 改定後の水道料金(100口径)は、中核市平均、人口類似他市平均と比較すると、使用水量が約1,500m³までは高い水準になりますが、使用水量が約1,500m³を超えると低い水準となります。
- ◆ 改定後の水道料金(100口径)は、県内他市平均と比較すると高い水準にあります。

(円/1ヶ月/税抜) 【水道料金(基本+従量)の他市比較(100口径)】



1ヶ月あたり水道料金 (単位:円/税抜)

	1,000m ³	2,000m ³
改定前	232,180	472,180
改定後	310,940	550,940
県内他市平均	216,100	414,460
中核市平均	306,268	591,063
人口類似他市平均	301,462	571,029

料金体系表パターン③

◆ 総括原価方式で算定された料金体系(基本料金収入割合36%)をもとに、基本水量5m³、逓増度1.6とした場合の改定後の料金体系(パターン③)は以下のとおりです。

〈現行料金体系〉

(円/1ヶ月/税抜)

	前提	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
				0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ 以上
基本料金収入割合	32%	13・20mm	840	0	124	153	182	211	240
基本水量	10	25mm	1,120						
		30・40mm	1,380						
		50mm	3,240						
		75mm	3,540						
		100mm	4,440						
		150mm	8,900						
		200mm	14,300						
逓増度	1.9	250mm以上	20,900						

〈改定後体系(例示)〉

(円/1ヶ月/税抜)

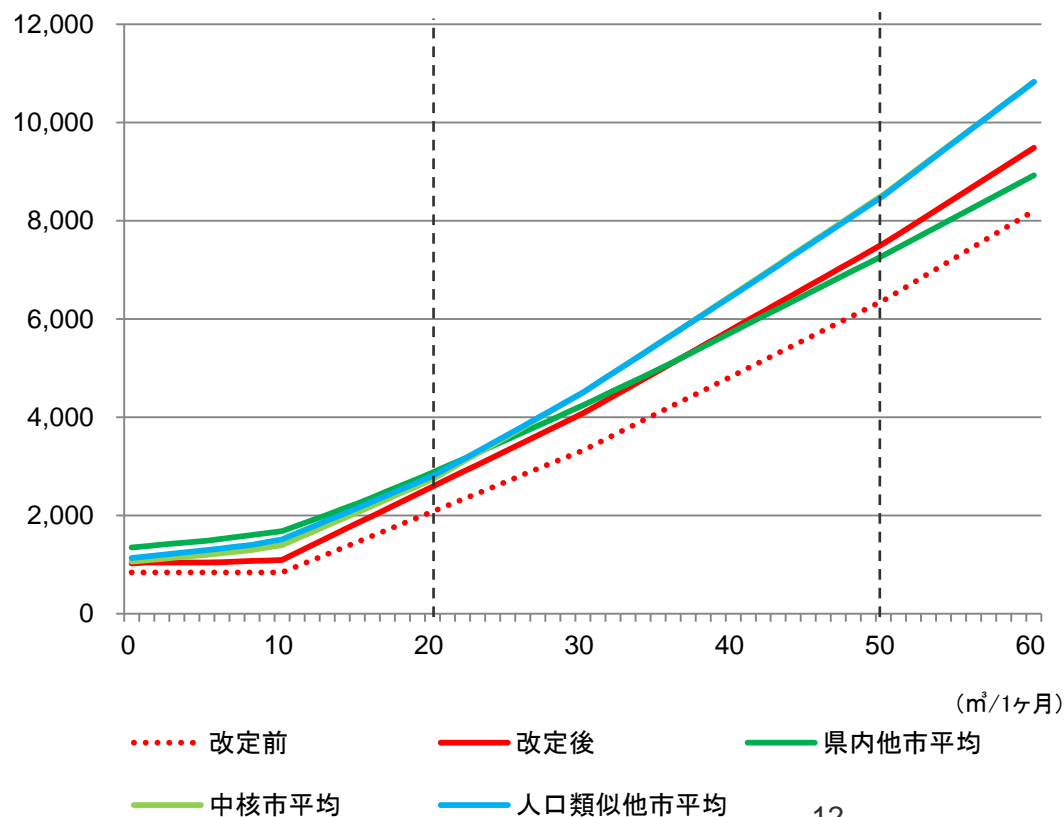
	前提	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)						
				0-5m ³	6-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ 以上
基本料金収入割合	36%	13・20mm	1,040	0	11	149	173	195	217	240
基本水量	5	25mm	2,030							
		30・40mm	6,830							
		50mm	13,900							
		75mm	36,310							
		100mm	81,000							
		150mm	218,670							
		200mm	460,470							
逓増度	1.6	250mm以上	460,470							

パターン③による改定後料金体系の他市比較 (1/2)

- ◆ 改定後の水道料金(20口径)は、使用水量20m³では他市と比較し低い水準となり、使用水量50m³では県内他市平均と比較すると高い水準ですが、中核市平均、人口類似他市平均と比較すると低い水準となります。
- ◆ 本市では家庭用利用者のうち30m³/月までの利用者が86%、50m³/月までの水利用者が98%を占めています。

【水道料金(基本+従量)の他市比較(20口径)】

(円/1ヶ月/税抜)



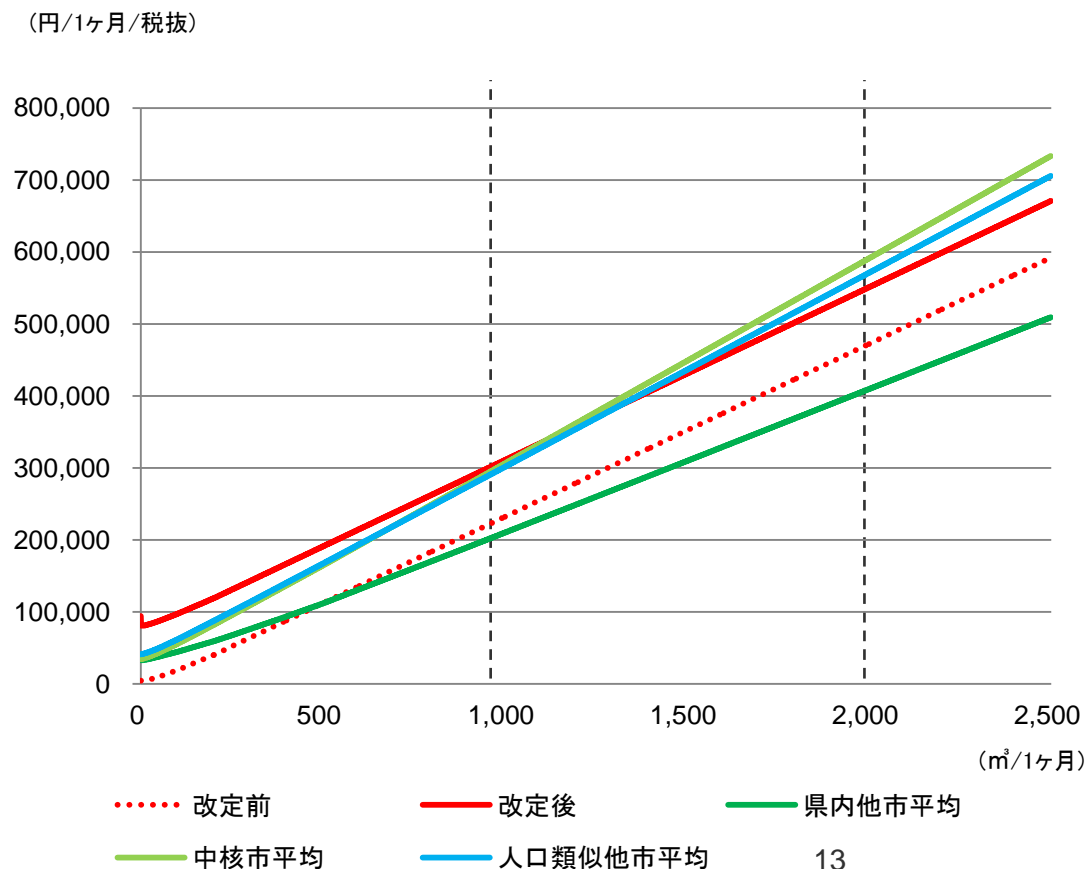
1ヶ月あたり水道料金 (単位:円/税抜)

	20m ³	50m ³
改定前	2,080	6,380
改定後	2,585	7,535
県内 他市平均	2,871	7,299
中核市平均	2,737	8,537
人口類似 他市平均	2,799	8,510

パターン③による改定後料金体系の他市比較 (2/2)

- ◆ 改定後の水道料金(100口径)は、中核市平均、人口類似他市平均と比較すると、使用水量が約1,500m³までは高い水準になりますが、使用水量が約1,500m³を超えると低い水準となります。
- ◆ 改定後の水道料金(100口径)は、県内他市平均と比較すると高い水準にあります。

【水道料金(基本+従量)の他市比較(100口径)】



1ヶ月あたり水道料金 (単位:円/税抜)

	1,000m ³	2,000m ³
改定前	232,180	472,180
改定後	310,945	550,945
県内他市平均	216,100	414,460
中核市平均	306,268	591,063
人口類似他市平均	301,462	571,029

料金体系表パターン④

◆ 総括原価方式で算定された料金体系(基本料金収入割合36%)をもとに、基本水量0 m³、逓増度1.6とした場合の改定後の料金体系(パターン④)は以下のとおりです。

〈現行料金体系〉

(円/1ヶ月/税抜)

	前提	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
				0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ 以上
基本料金 収入割合	32%	13・20mm	840	0	124	153	182	211	240
基本水量	10	25mm	1,120						
		30・40mm	1,380						
		50mm	3,240						
		75mm	3,540						
		100mm	4,440						
		150mm	8,900						
逓増度	1.9	200mm	14,300						
		250mm以上	20,900						

〈改定後体系(例示)〉

(円/1ヶ月/税抜)

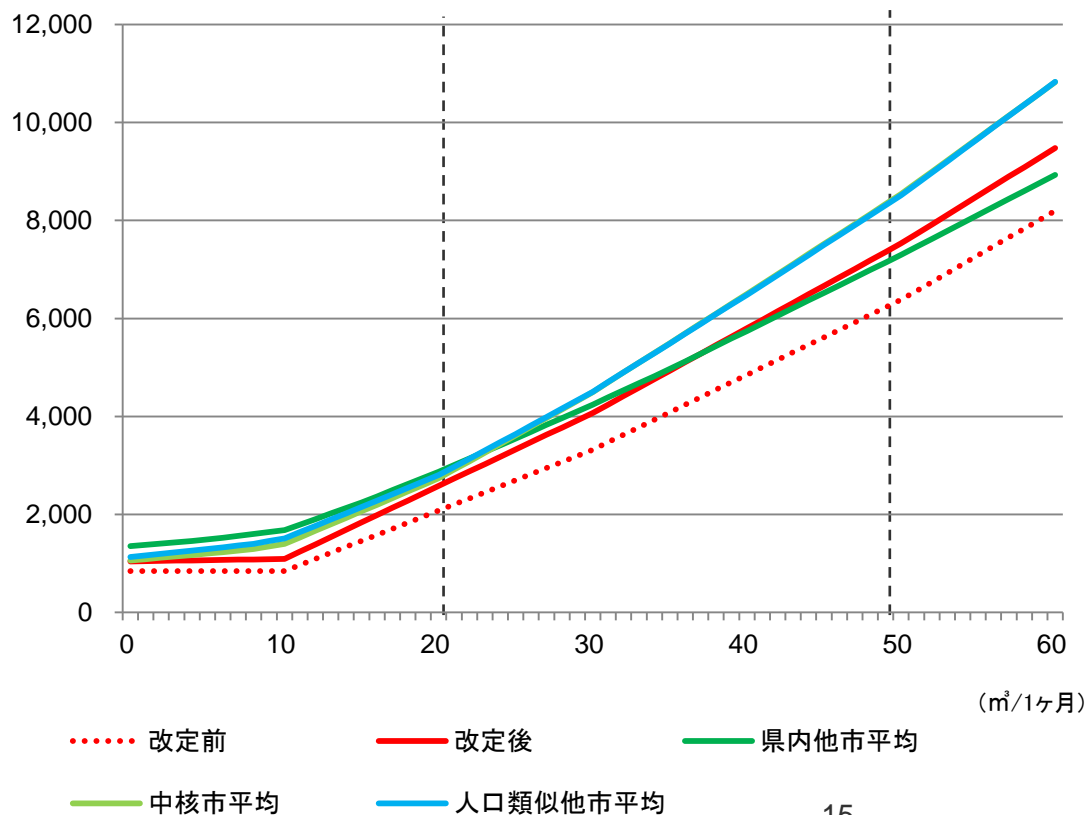
	前提	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
				0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200m ³	201m ³ 以上
基本料金 収入割合	36%	13・20mm	1,040	5	149	173	195	214	232
基本水量	0	25mm	2,030						
		30・40mm	6,830						
		50mm	13,900						
		75mm	36,310						
		100mm	81,000						
		150mm	218,670						
逓増度	1.6	200mm	460,470						
		250mm以上	460,470						

パターン④による改定後料金体系の他市比較 (1/2)

- ◆ 改定後の水道料金(20口径)は、使用水量20m³では他市と比較し低い水準となり、使用水量50m³では県内他市平均と比較すると高い水準ですが、中核市平均、人口類似他市平均と比較すると低い水準となります。
- ◆ 本市では家庭用利用者のうち30m³/月までの利用者が86%、50m³/月までの水利用者が98%を占めています。

【水道料金(基本+従量)の他市比較(20口径)】

(円/1ヶ月/税抜)



1ヶ月あたり水道料金 (単位:円/税抜)

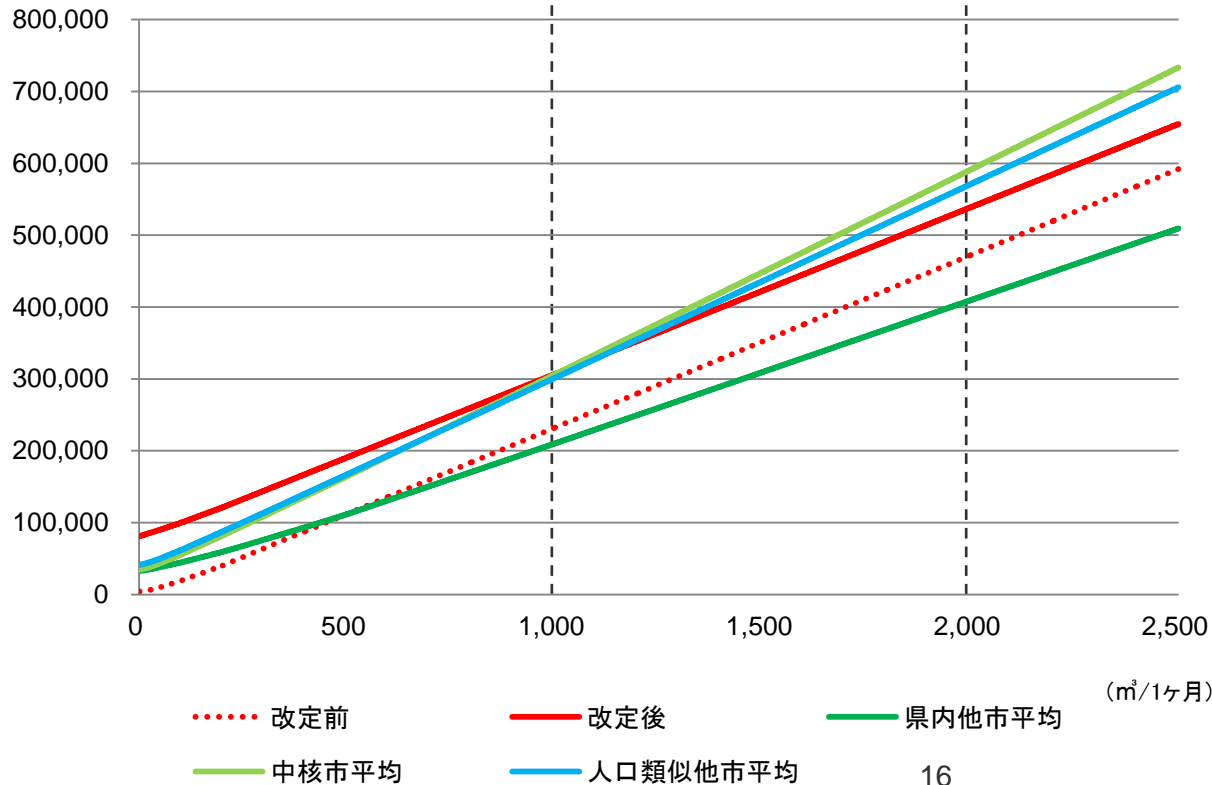
	20m ³	50m ³
改定前	2,080	6,380
改定後	2,580	7,530
県内他市平均	2,871	7,299
中核市平均	2,737	8,537
人口類似他市平均	2,799	8,510

パターン④による改定後料金体系の他市比較 (2/2)

- ◆ 改定後の水道料金(100口径)は、中核市平均、人口類似他市平均と比較すると、使用水量が約1,500m³までは高い水準になりますが、使用水量が約1,500m³を超えると低い水準となります。
- ◆ 改定後の水道料金(100口径)は、県内他市平均と比較すると高い水準にあります。

【水道料金(基本+従量)の他市比較(100口径)】

(円/1ヶ月/税抜)



1ヶ月あたり水道料金 (単位:円/税抜)

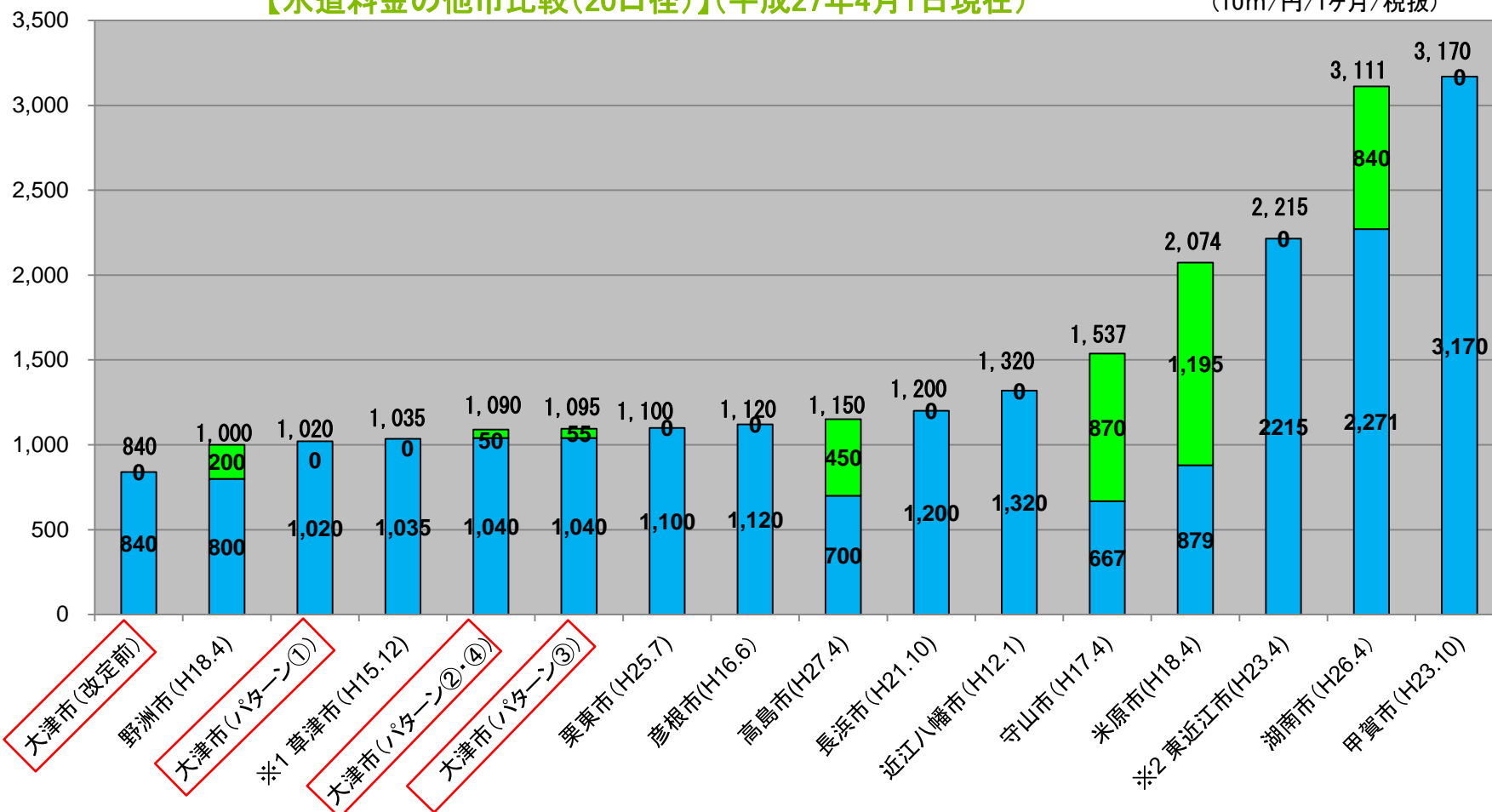
	1,000m ³	2,000m ³
改定前	232,180	472,180
改定後	306,750	538,750
県内他市平均	216,100	414,460
中核市平均	306,268	591,063
人口類似他市平均	301,462	571,029

改定後料金体系の県内他市比較 (1/5)

◆ 県内で比較すると、20口径10m³利用者の料金改定後の水準は13市のうち、パターン①は低いほうから2番目、パターン②・③・④は低いほうから3番目に位置します。

【水道料金の他市比較(20口径)】(平成27年4月1日現在)

■ 従量料金 ■ 基本料金
(10m³/円/1ヶ月/税抜)



※1 草津市は、平成34年3月検針分まで、利益還元のため、水道料金の10%引き下げを行っている。この還元額を基本料金及び従量料金の双方に加味している。

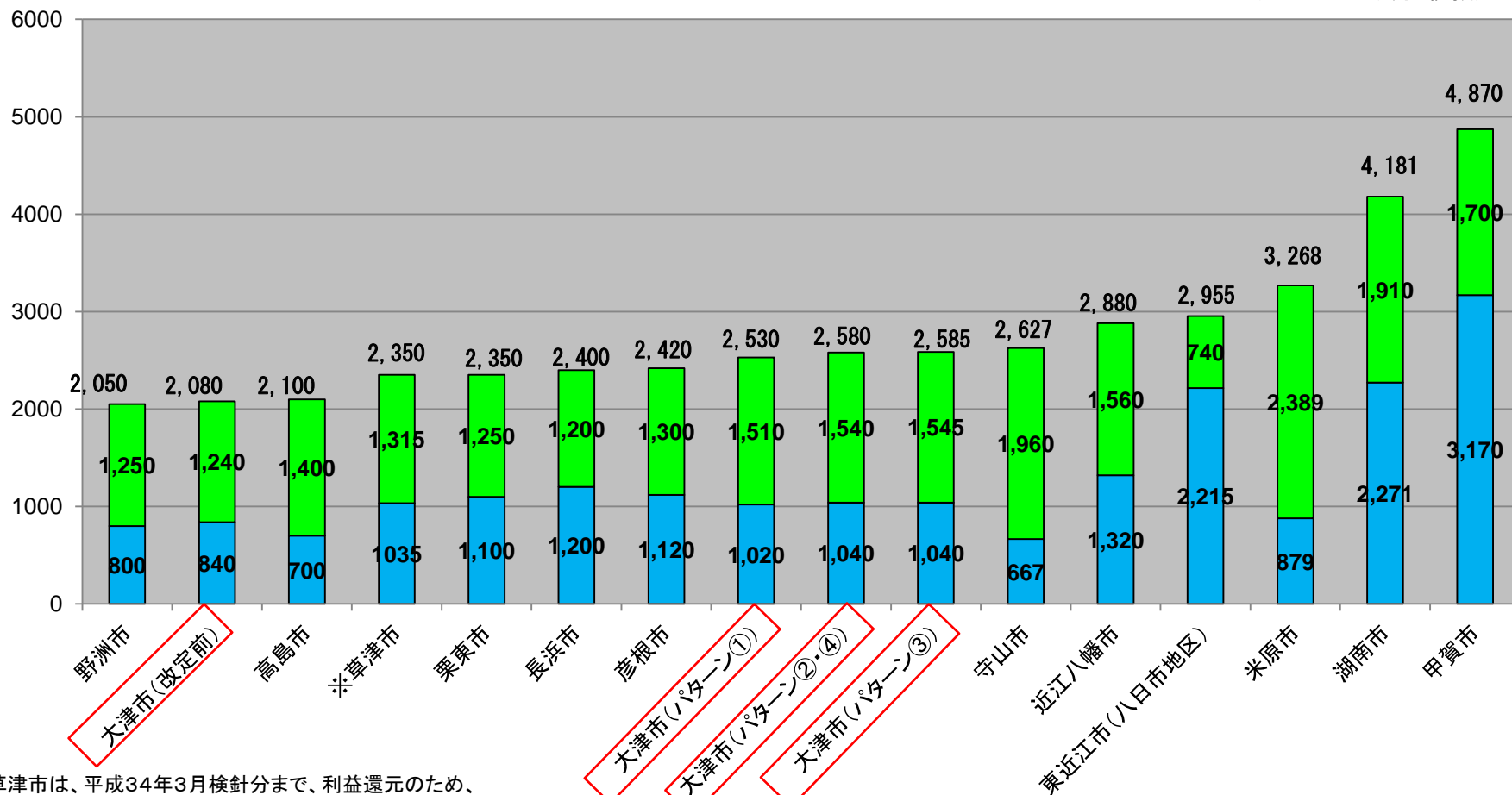
※2 東近江市は八日市地区の料金表をもとに算出している。

改定後料金体系の県内他市比較 (2/5)

◆ 県内で比較すると、いずれのパターンも20口径20m³利用者の料金改定後の水準は13市のうち高いほうから7番目に位置します。

【水道料金の他市比較(20口径)】(平成27年4月1日現在)

■ 従量料金 ■ 基本料金
(20m³/円/1ヶ月/税抜)



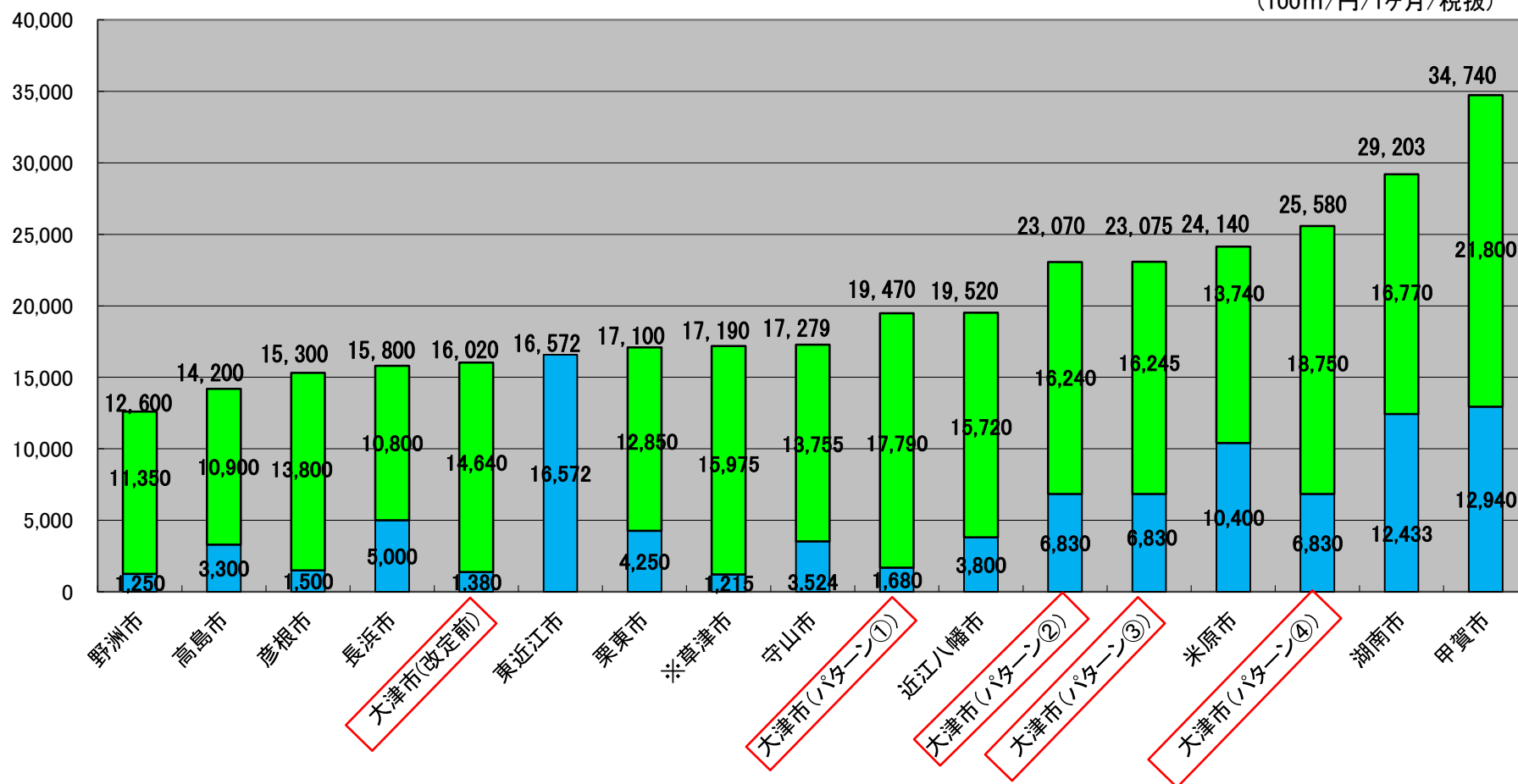
※ 草津市は、平成34年3月検針分まで、利益還元のため、水道料金の10%引き下げを行っている。
この還元額を基本料金及び従量料金の双方に加味している。

改定後料金体系の県内他市比較 (3/5)

◆ 県内で比較すると、40口径100m³利用者の料金改定後の水準は13市のうち、パターン①は高いほうから5番目、パターン②・③は高いほうから4番目、パターン④は高いほうから3番目に位置します。

【水道料金の他市比較(40口径)】(平成27年4月1日現在)

■ 従量料金 ■ 基本料金
(100m³/円/1ヶ月/税抜)

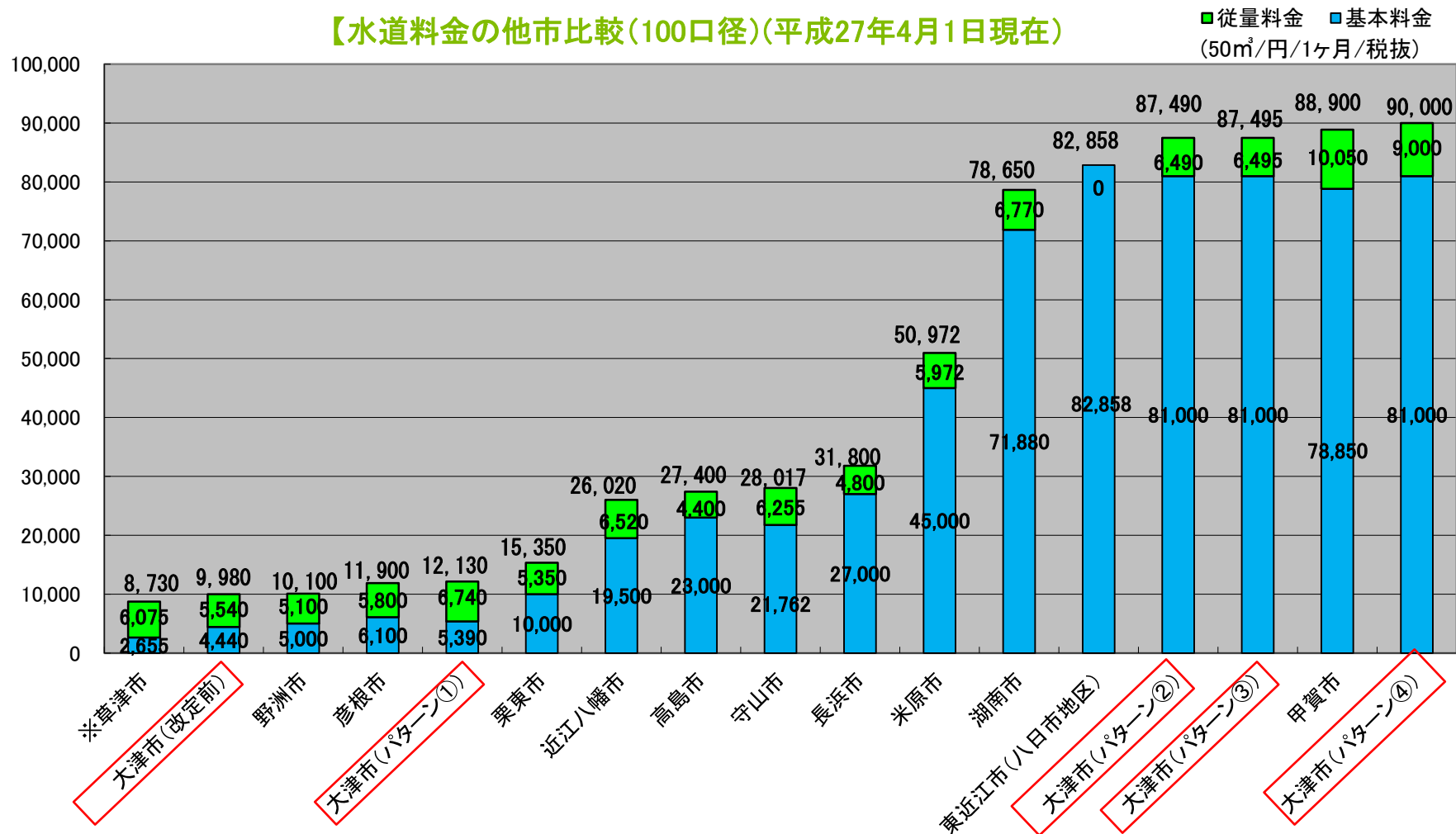


※ 草津市は、平成34年3月検針分まで、利益還元のため、水道料金の10%引き下げを行っている。この還元額を基本料金及び従量料金の双方に加味している。

改定後料金体系の県内他市比較 (4/5)

◆ 県内で比較すると、100口径50m³利用者の料金改定後の水準は13市のうち、パターン①は低いほうから4番目、パターン②・③は高い方から2番目、④は一番高い水準に位置します。

【水道料金の他市比較(100口径)(平成27年4月1日現在)

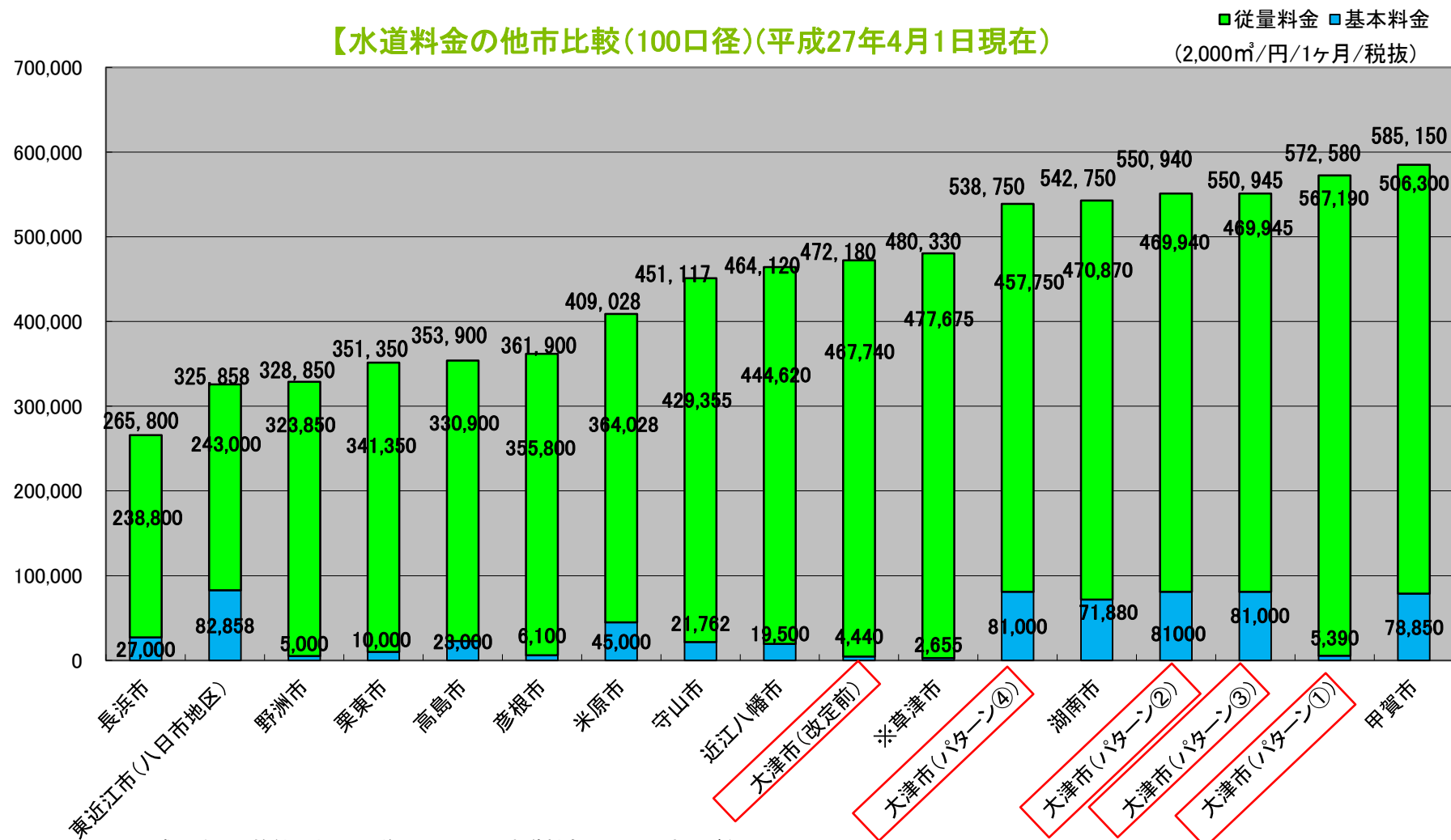


※ 草津市は、平成34年3月検針分まで、利益還元のため、水道料金の10%引き下げを行っている。この還元額を基本料金及び従量料金の双方に加味している。

改定後料金体系の県内他市比較 (5/5)

◆ 県内で比較すると、100口径2,000m³利用者の料金改定後の水準は13市のうち、パターン④は高い方から3番目、パターン①・②・③は高いほうから2番目に位置します。

【水道料金の他市比較(100口径)(平成27年4月1日現在)



※ 平成34年3月検針分まで、利益還元のため、水道料金の10%引き下げを行っている。この還元額を基本料金及び従量料金の双方に加味している。

水道事業者への影響

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
負担の公平性	△	◎	○	○
	口径に応じた基本料金の負担とされていない	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金算定要領に基づき、口径に応じた基本料金負担 基本水量を廃止し、使用水量に応じた従量料金負担 	水道料金算定要領に基づき、口径に応じた基本料金負担	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金算定要領に基づき、口径に応じた基本料金負担 基本水量を廃止し、使用水量に応じた従量料金負担 口径により従量単価が異なり、不公平感が残る
経営の安定化	△	◎	◎	◎
	逓増度が維持されるため、水需要の減少による料金収入の減少が大きい	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金収入割合の向上により料金収入が安定 逓増度の緩和により水需要減少が料金収入に与える影響が緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金収入割合の向上により料金収入が安定 逓増度の緩和により水需要減少が料金収入に与える影響が緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金収入割合の向上により料金収入が安定 逓増度の緩和により水需要減少が料金収入に与える影響が緩和
地下水移行の影響	△	○	○	◎
	大口利用者の基本料金が低いため、地下水併用者の拡大・水道離れに歯止めがかからない	大口利用者に基本料金の適正な負担を求めることによって地下水併用の拡大による減収を抑制	大口利用者に基本料金の適正な負担を求めることによって地下水併用の拡大による減収を抑制	<ul style="list-style-type: none"> 大口利用者に基本料金の適正な負担を求めることによって地下水併用の拡大による減収を抑制 多量利用者の従量単価を引き下げ (201㎡以上232円)

利用者への影響(1/2)

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
家庭からみた場合 (13・20mm、 10 ^m 以下)	○	○	△	○
	<ul style="list-style-type: none"> 基本水量の範囲内での少量利用者の料金負担の不公平感が残る 10^m利用時の改定額は180円で、改定後料金は県内13市のうち2番目に低い 	<ul style="list-style-type: none"> 基本水量が廃止され、少量利用者の不公平感が緩和される 10^m利用時の改定額は250円で、改定後料金は県内13市のうち3番目に低い 	<ul style="list-style-type: none"> 基本水量の範囲内での少量利用者の料金負担の不公平感が残る 10^m利用時の改定額は255円で、改定後料金は県内13市のうち3番目に低い 	<ul style="list-style-type: none"> 基本水量が廃止され、少量利用者の不公平感が緩和される 10^m利用時の改定額は250円で、改定後料金は県内13市のうち3番目に低い
家庭からみた場合 (13・20mm、 10 ^m 超)	△	△	△	△
	20 ^m 利用時の改定額は450円で、改定後料金は県内13市のうち7番目に位置する	20 ^m 利用時の改定額は500円で、改定後料金は県内13市のうち7番目に位置する	20 ^m 利用時の改定額は505円で、改定後料金は県内13市のうち7番目に位置する	20 ^m 利用時の改定額は500円で、改定後料金は県内13市のうち7番目に位置する

利用者への影響(2/2)

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
30～50口径の 平均給水量利用者 の場合	○	△	△	×
	口径に応じた固定費の負担が少ない	基本料金の増加により、平均改定率21.4%を超える負担増 (40口径平均給水量改定率30%)	基本料金の増加により、平均改定率21.4%を超える負担増 (40口径平均給水量改定率30%)	基本料金の増加及び口径別従量料金単価により、パターン②・③を超える負担 (40口径平均給水量改定率40%)
事業者からみた場合 (大口径・少量利用者)	○	×(⇒給水管の減径補助などの補助施策を検討)	×(⇒給水管の減径補助など補助施策を検討)	×(⇒給水管の減径補助など補助施策を検討)
	口径に応じた固定費の負担が少ない	基本料金の大幅な増加により、少量利用者の負担が大幅に増加	基本料金の大幅な増加により、少量利用者の負担が大幅に増加	基本料金の大幅な増加により、少量利用者の負担が大幅に増加
事業者からみた場合 (大口径・多量利用者)	×(⇒大口特約などの補助施策を検討)	○	○	◎
	逓増料金による負担の不公平感	逓増度の緩和により、多量使用時の改定率が低くなる ⇒多量利用者の負担の不公平感が緩和	逓増度の緩和により、多量使用時の改定率が低くなる ⇒多量利用者の負担の不公平感が緩和	逓増度の緩和により、多量使用時の改定率がパターン②・③よりも低くなる ⇒多量利用者の負担の不公平感が緩和

総括

改定案	概要	
パターン①	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 従量料金収入の割合は変わっておらず、改定案の中では、水需要減少の経営面での影響を受けやすい。 ✓ また、基本料金が大口径利用者で低く設定されているため、大口径少量利用者は口径に応じた負担となっておらず、利用者間の負担の公平性に欠ける。 ✓ 一方で、料金改定がわかりやすく、利用者の理解が得られやすい。 	×
パターン②	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 基本料金収入割合が現行より大幅に上昇し、経営安定効果が得られる。 ✓ 水道料金算定要領をベースに基本料金を設定しており、各口径に応じた負担を利用者に求めることができ、利用者間での負担の公平化を図ることができる。 ✓ 基本水量が廃止され、節水努力に応えることができるため、少量利用者の不公平感が緩和される。 ✓ 逡増度の緩和により、多量使用時の従量料金の改定率が低くなるため、多量利用者の負担の不公平感が緩和される。 	◎
パターン③	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 基本料金収入割合が現行より大幅に上昇し、経営安定効果が得られる。 ✓ 水道料金算定要領をベースに基本料金を設定しており、各口径に応じた負担を利用者に求めることができ、利用者間での負担の公平化を図ることができる。 ✓ 基本水量が設定されており、節水努力が水道料金に反映されないため、少量利用者の不公平感が残る。 ✓ 逡増度の緩和により、多量使用時の従量料金の改定率が低くなるため、多量利用者の負担の不公平感が緩和される。 	△
パターン④	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 基本料金収入割合が現行より大幅に上昇し、経営安定効果が得られる。 ✓ 水道料金算定要領をベースに基本料金を設定しており、各口径に応じた負担を利用者に求めることができ、利用者間での負担の公平化を図ることができる。 ✓ 基本水量が廃止され、節水努力に応えることができるため、少量利用者の不公平感が緩和される。 ✓ 口径により従量単価が異なり、不公平感が残る。 ✓ 逡増度の緩和により、多量使用時の従量料金の改定率が低くなるため、多量利用者の負担の不公平感が緩和される。 ✓ 30～50口径の平均給水量の改定率が他の口径の平均給水量の改定率よりも相対的に高い。 	○

補助施策の検討(1/2)

◆ 補助施策としては、給水管減径工事に対する補助または大口特約が考えられます。

【給水管減径工事に対する補助】⇒パターン②,③,④の「×」に対応

- 大口径・少量利用者の大幅な負担増を軽減するため、利用者が減径を行う際に補助を行うものです。
- 検討すべき事項として、以下の事項があげられます。
 - ・補助の対象・設定の仕方・補助金の計算の仕方
 - ・補助の財源
 - ・補助の期間

【他市例】

- 京都市では、給水管減径工事に要する費用の支払のために金融機関から融資を受けた者に対し、予算の範囲内で金融機関からの融資に伴う利子補給金を交付するものとしています。

【大口特約】⇒パターン①の「×」に対応

- 大口径・多量利用者の大幅な負担増を軽減するため、一定量を越えて使用した水に対して低額な単価を設定する等の補助を行うものです。
- 検討すべき事項として、以下の事項があげられます。
 - ・補助の内容・対象
 - ・補助の財源(必要に応じて)
 - ・補助の期間

【他市例】

- 宇都宮市では、水道使用量が3,000立方メートル以上の月が6ヵ月以上であるなどの要件を満たした利用者に対して、個別需給給水契約の締結により基準水量(前年度の月最大使用量)を越えて使用した分の従量料金単価を69円/m³(通常308円/m³)と減額することとしています。

補助施策の検討(2/2)

- ◆ その他の大口利用者に対する補助として、逦増・逦減型の料金体系を採用している団体もあります。

【その他の施策】⇒パターン①の「×」に対応

- 大口径・多量利用者の大幅な負担増を軽減するため、逦増・逦減型の料金体系を採用し、一定量を越えて使用した水に対して低額な単価を適用している団体があります。
- 検討すべき事項として、以下の事項があげられます。
 - ・従量料金単価の水量区画及び逦減率
 - ・少量利用者の負担増への配慮

【他市例】

- 草津市では、以下のように逦増・逦減型の料金体系を採用しており、1,801～6,000 m^3 の水量区画の従量料金単価は270円であるものの、6,001 m^3 以上の水量区画の従量料金単価は220円を設定しています。

水量区画	401～800 m^3	801～1,800 m^3	1,801～6,000 m^3	6,001 m^3 ～
従量単価	160円	240円	270円	220円